

# 新田川・太田川漁業協同組合内共第二号第五種共同漁業権遊漁規則

## 【新田川】

(目的)

第1条 この規則は、新田川・太田川漁業協同組合（以下「組合」という。）が有する内共第二号第五種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（あゆ、こい、ふな、うぐい、うなぎ、いわな及びやまめをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、口頭で組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 組合は、前項の規定による申請があったときは、第12条の規定に該当する場合を除き、前項の承認をするものとする。

3 第1項による承認を受けた者は、直ちに、第8条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第3条 前条第1項の承認を受けた者（以下「遊漁者」という。）は、第8条第1項の表に掲げる漁具及び漁法によるほか遊漁をしてはならない。

2 次の表の左欄に掲げる漁具及び漁法による遊漁は、それぞれ同表の右欄に掲げる規模でなければならない。

漁具・漁法	規 模
手釣・竿釣	あゆ釣りにおける竿数は1人1本とする。
投 網	網目は24ミリメートル以上とする。 ただし、やまめ及びいわなを対象とするときは、30ミリメートル以上とする。

3 あゆ釣りにおけるオランダ仕掛け及び餌釣りのよせ餌漁はこれを禁止する。

(遊漁の期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ同表の右欄に掲げる期

間でなければならない。

魚 種	期 間
こ い・ふ な	4月1日から翌年3月31日まで。ただし、 投網による遊漁は6月1日から7月31日まで禁止
うぐい・うなぎ	4月1日から翌年3月31日まで
あ ゆ	7月1日から12月31日まで。ただし、 投網による遊漁は8月1日から12月31日までの期間内で 組合が定めて公示する期間
やまめ・いわな	4月1日から9月30日まで。ただし、 投網による遊漁は6月1日から7月31日まで禁止

2 前項の公示は、次に掲げる場所に掲示して行い、必要があるときは、福島民報新聞又は福島民友新聞に掲載するものとする。

- (1) 新田川・太田川漁業協同組合事務所
- (2) 新田川・太田川漁業協同組合遊漁承認証取扱所
- (3) 新田川に架設されている主要な橋のたもとの見やすい場所

(禁止区域)

第5条 前条第1項に定める期間内であっても次の表の左欄に掲げる区域内においては同表右欄に記載の期間中は遊漁をしてはならない。

区 域	期 間
新桜井橋より下流全域	9月20日から12月31日まで

2 投網による遊漁は、次の表の左欄に掲げる区域においては、同表の右欄の期間中はしてはならない。

区 域	期 間
市道北新田深野線門前橋上流端から県道原町川俣線栢木橋上流端までの区域	6月1日から翌年3月14日まで

3 あゆの流し釣り漁法は、県道北泉小高線鮭川橋（どんぼ橋）橋脚上流端から上流市道上渋佐泉線鮭川橋（須賀内橋）橋脚上流端までの区域以外では行ってはならない。

4 その他組合が水産動植物の繁殖保護又は漁業調整上の必要から禁止区域及び期間を定めて公示したときは、当該禁止区域において、当該期間中は、遊漁をしてはならない。

5 前項の公示については、前条第2項を準用する。

(釣り専用区)

第6条 第3条第1項に定める漁具及び漁法の制限に係わらず次項に定める区域及び期間については釣り専用区とし、ませ漁業を行う場合を除き、投網による遊漁を禁止する。

2 市道北新田深野線門前橋上流端から上流県道原町川俣線栢木橋上流端までの区域とし、全期間とする。ただし、ませ漁業を行う3月15日から5月31日までを除く。

(全長の制限)

第7条 次の表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
こい	15センチメートル
うなぎ	21センチメートル
うぐい	7センチメートル
やまめ・いわな	15センチメートル

(遊漁料の額及び納付方法)

第8条 遊漁料の額は次のとおりとする。ただし、遊漁者が未就学の幼児又は小学生については無料とし、中学生については投網による場合を除いて無料とする。また、身体障害者（関係区域内に住所を有する者に限る。）又は高齢者（満75歳以上）については投網を除き当該額の2分の1に相当する額（現場加算額を除く）とする。

魚 種	漁具・釣法	遊 漁 料
あゆ、こい、ふな、 うなぎ、うぐい、 やまめ、いわな	手釣 竿釣	1日1,500円（取扱所） 1年6,000円（取扱所） 遊漁現場における取扱いは、500円増しとする。
あゆ、こい、ふな、 うなぎ、うぐい、 やまめ、いわな	投網	1年9,000円（取扱所） 遊漁現場における取扱いは、500円増しとする。

2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

- (1) 新田川・太田川漁業協同組合事務所（南相馬市原町区桜井町2丁目120-8）
- (2) 新田川・太田川漁業協同組合遊漁承認証取扱所

（遊漁承認証に関する事項）

第9条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証（以下「遊漁承認証」という。）を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所
- (2) 承認期間
- (3) 魚種
- (4) 漁具・漁法
- (5) 遊漁区域
- (6) 遊漁料の額
- (7) 注意事項
- (8) その他参考となるべき事項
- (9) 発行者名

2 遊漁承認証の交付は、前条第2項に規定する場所又は漁場監視員において行うものとする。

3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

（遊漁に際し守るべき事項）

第10条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、組合が漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

（漁場監視員）

第11条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを示す腕章をつけるものとする。

- (1) 氏名
- (2) 有効期間
- (3) 注意事項
- (4) その他必要な事項
- (5) 発行者名

(違反者に対する措置)

第12条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しは、行わないものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この規則は行政庁の認可を受けた日から施行する。